

# 産業の合理化や再編成と 被用者の保障

(チェコスロvakia)

本稿には、1970年の政令第74号によって設けられた新しい制度が示されている。この制度は合理化やその他の構造的改革によって影響を蒙った被用者に、社会的な諸給付を支給しようとしている。

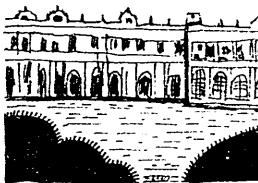
国民経済の漸進的な発展は、資金を役立てさせ、かつ生産性を向上させるために、非効率的な事業所を閉鎖したり、管理や経営を担当する職員の減少する手段を通じて、産業の構造的な変化をもたらそうとしている。新設された制度はこの努力を支えることを意図している。

1970年7月17日以後に雇用を中断される被用者達は、次のような点を条件に、上述した

政令による諸給付と補償の受給資格を取得する。つまり、雇用契約が構造的变化、非効率的な工場の閉鎖、管理職の人員削減、合理化もしくは再編成の場合に、また、母親と妊娠の労働が禁止されているために行なわれる分娩前後の雇用変更によって中断された場合に、上述した受給資格が認められる。この手段は、他の理由によって解雇された者に適用されない。

そのようにして解雇された者は、次のような給付の年金受給を取得する。

1 該当者が新しい雇用に就く場合には、当初3ヶ月間賃金補償が支払われ、その金額は、最高の3,000クローネ(つまり、全国的な



平均賃金の約150%)を条件として、新しい賃金にもとの賃金との差額に等しい金額とされている。もし当人が新しい仕事について再訓練をうけなければならない場合には、支給期間が6ヶ月間に延長される。もし被用者が解雇予告の全期間を要求しないで、新しい雇用に就く場合には、当人はかれの賃金のうち、予告期間の残りの部分に当る賃金部分を補償される資格を与えられる。

2 事業所は解雇された被用者がとくに区別された方法で、その企業のために長年労働してきた場合には、当人に追加的な補償を支払うことができる。そのような追加的補償は、なんら権利にもとづくものではない。

3 解雇された被用者が、当人の健康、能力、および、状況によっては、資格のために新しい雇用をなかなか発見できない場合には、当人が職業紹介の登録をしたことを条件として、当人は雇用契約を結ぶ以前に支払われる特殊な手当の受給資格を取得する。そのような給付は、1,800クローネの最高を条件

として、過去に取得した平均的な純賃金の60%に相当する金額とされている。その給付の支給期間は6ヶ月である。また、その給付は半分に減額して、さらに6ヶ月支給される。

その手当は失業の1週間後に受給が認められる。手当は新らしい雇用の契約まで、あるいは当人が職業安定機関による雇用の提供を、妥当な理由もなく拒否した日まで支払われる。もし給付の受給資格を有する者が、地方の政府機関が組織したある季節的もしくは一時的な雇用についていた場合にも、かれの受給権はなんら影響をうけない。

4 給付の受給期間中に、有資格者は疾病保険の補保険者となり、疾病の場合には、当人は手当を支給されない6週間に對して、疾病給付を受給する資格を与えられる。その期間以後では、もし疾病が続いている場合には、当人は疾病給付を受給する資格を認められないが、疾病給付の支給率まで引上げられた手当の受給を継続することになる。

5 原則として、手当の受給資格をもっている人びとは、年金制度による当人の権利も保有している。つまり、特殊な状況では、第1および第2カテゴリーの労働によって取得した当人の権利を保有する。また、かれは当人が退職を余儀なくされた雇用で取得した平均賃金から算定される年金の受給資格をも取得する。前述した手当が支給される求職期間は、年金の受給資格取得と年金の算定では、雇用期間中とみなされている。

Zabezpečení pracovníku v souvislosti s prováděním racionalizačních a organizačních opatření, *Narodní pojištění*, No. 10, 1970, pp. 19—25; No. 62, '71.

(以上6編の「ISSA 海外論文要約より」は、ISSA の Advisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき, *Social Security Abstracts* より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

### 社会保障こぼれ話

#### 国際社会保障制度の改正

EC加盟国では、労働力の流動化を促進するために、移住労働者に対する社会保障の相互協力活動が実施されている。この活動は1959年1月より効力を発生したローマ条約にもとづくもので、活動は次第に活発になってきた。しかし、社会経済の変化にともない、協力活動を規定した内容に修正を加える必要が生じてきた。そこで、1971年6月にある規則が採用され、協力活動は改正された。

EC加盟国による国際社会保障制度の主要な改正は、適用の拡大、地域の拡大、年金算出の改善、管理の簡素化、労働者・使用者・政府（政労使）の各代表によるある諮問委員会の創設などを含んでいた。たとえば、適用の拡大は自営業を含めるようになり、地域の拡大は失業者が他の加盟国で求職する場合に、失業した国の制度により失業給付が支給される。また、年金受給者の疾病に対する現物給付は、当人が居住した各加盟国の法律で定められた現物給付をすべて受給できることになった。年金算出の改善は、受給者に有利な年金を支給することになった。

ILO *International Labour Review*. Vol. 106, No. 1, July 1972, pp. 95—98

(平石長久 社会保障研究所)